

高齢者虐待防止について

和歌山県介護サービス指導室
令和6年11月



目次

1. 高齢者虐待とは
2. 高齢者虐待の例(従事者虐待)
3. 介護サービス事業所・施設等職員に求められる役割
4. 従事者虐待の傾向
5. 見直しのために



1. 高齢者虐待とは

高齢者虐待とは(定義)

● 高齢者虐待とは、「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」をいいます。

① 養護者による高齢者虐待(養護者虐待)

* 養護者

… 高齢者を現に養護する者(※1)であって、養介護施設従事者等以外の者

※1 現に養護する⇒ 高齢者の日常生活において何らかの世話をしていること。家族、親族、同居人等が該当。

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待(従事者虐待)

* 養介護施設従事者等

… 養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者



区分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・有料老人ホームに該当するサービス付高齢者向住宅	・老人居宅生活支援生活支援事業
介護保険法	・介護老人福祉施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅介護サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 ・地域密着型サービス事業 ・介護予防サービス事業

1. 高齢者虐待とは



●高齢者虐待は、次の5つに分類されます。

区分	具体的な例(※和歌山県高齢者虐待対応マニュアルより抜粋。以下同じ。)
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">○暴力的行為○本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為○「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
介護・世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none">○必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為○高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為○必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為○高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">○威嚇的な発言、態度○侮辱的な発言、態度○高齢者や家族の存在行為を否定、無視するような発言、態度○高齢者の意欲や自立心を低下させる行為○心理的に高齢者を不当に孤立させる行為○その他
性的虐待	<ul style="list-style-type: none">○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none">○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

1. 高齢者虐待とは

(1) 身体的虐待の例(従事者虐待)

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

具体例

●暴力的行為

- ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る
- ・ぶつかって転ばせる
- ・本人に向けて物を投げつけたりする など

●本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・介護しやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける
- ・職員の都合で、本人が拒否しているのに口を入れて食べさせる
- ・職員の都合で、本人が服薬を拒否しているのに無理に服薬させる など

●「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制

➡ 詳しくは別資料【**身体拘束等の適正化**】を参照してください



1. 高齢者虐待とは

(2) 介護・世話の放棄・放任の例(従事者虐待)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

具体例

- **必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為**
 - ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる
 - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している
 - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る
 - ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置いたままにする
 - ・室内にごみが放置されている など
- **高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為**
 - ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは緊急対応を行わない
 - ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している など
- **高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置**
 - ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手だてをしない など
- **必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為**
 - ・ナースコールを使用させない、手の届かないところに置く など



1. 高齢者虐待とは

(3) 心理的虐待の例(従事者虐待)

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体例

● 威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る、「ここにいられなくしてやる」などと脅す など

● 侮辱的な発言、態度

- ・排泄の失敗や食べ残しなどの老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する
- ・日常的にからかったり、「死ね」等の侮辱的なことを言う
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ など

● 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・話しかけ、ナースコール等は無視する
- ・他の利用者に、高齢者や家族の悪口等を言いふらす
- ・利用者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる など



1. 高齢者虐待とは

(3) 心理的虐待の例(従事者虐待)

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体例

● 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする

● 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・理由もなく外部との連絡を遮断する
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない など

● その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える
- ・入所者の顔に落書きして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する など



1. 高齢者虐待とは

(4) 性的虐待の例(従事者虐待)

高齢者にひわいな行為をすること又は高齢者をしてひわいな行為をさせること

具体例

●本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

- ・性器等に接触したり、性的行為などを強要する
 - ・性的な話を強要する
 - ・ひわいな映像や写真を見せる
 - ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する
 - ・人前で排泄させたり、おむつ交換をしたりする
- また、その場面をみせないための配慮をしない など



1. 高齢者虐待とは

(5) 経済的虐待の例(従事者虐待)

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

具体例

- 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
 - ・ 金銭を寄付・贈与するよう強要する
 - ・ 金銭・財産等の着服、窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用するなど)
 - ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる
 - ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない など



2. 介護サービス事業所・施設等職員に求められるもの

(1) 介護サービス事業所・施設等職員にある法的義務

介護サービス事業所・施設等の職員は、従事者虐待を発見した場合は、速やかに**市町村**に報告しなければならない(高齢者虐待防止法第21条)



職員による市町村への通報は**法律による義務**であり、施設等内で虐待が発生しているにもかかわらず速やかな報告を怠った場合、高齢者虐待防止法違反のほか、悪質な場合は**介護保険法等の人格尊重義務違反**と判断され、**処分(停止や取消)の事由**となる可能性があります。

2. 介護サービス事業所・施設等職員に求められるもの

(2)職員等による通報に対する保護

以下の2点より、施設等内で発生した虐待を通報しても、不利益な取扱いを受けないようになっています。

- ① **介護サービス事業所・施設等の職員は、従事者虐待発見の通報を理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けません**(高齢者虐待防止法第21条第7項)。

※ただし、通報内容が虚偽もしくは過失の場合は、上記の不利益取扱い禁止の適用はありません。

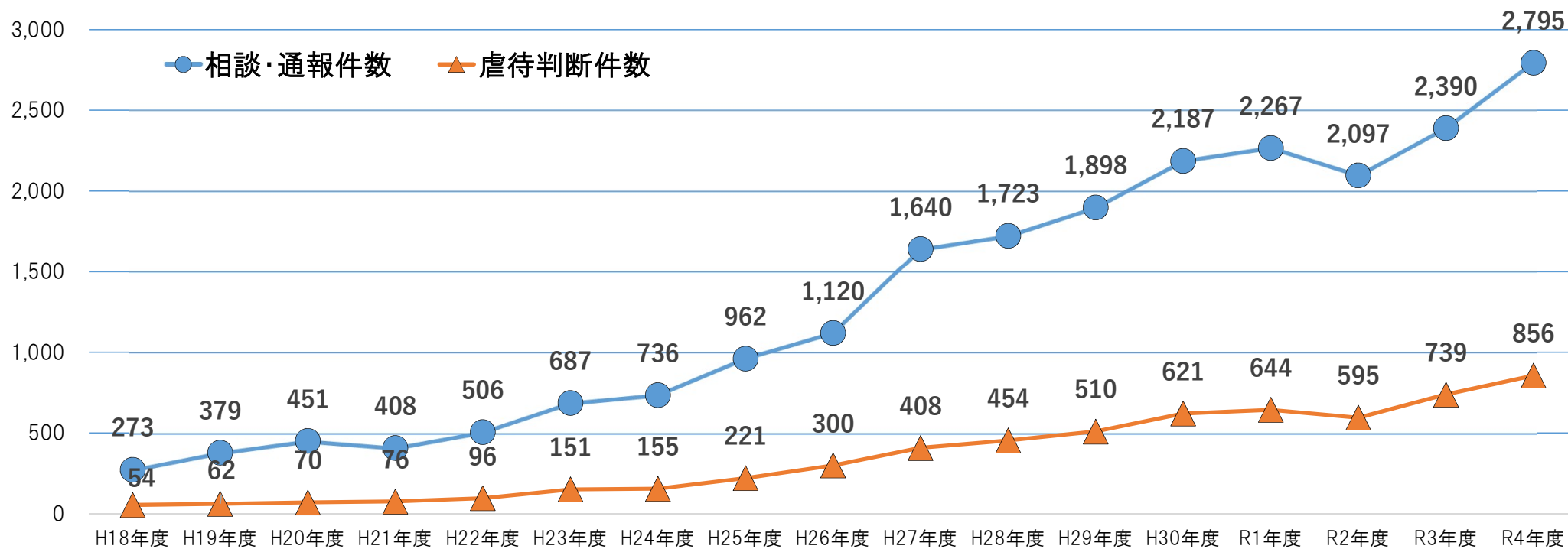
- ② **通報を受けた市町村の職員が、通報等をした者を特定できる情報を漏らした場合、その職員が法律違反となります**(高齢者虐待防止法第23条)。



3. 従事者虐待の傾向

(1) 相談件数・発生件数等の推移

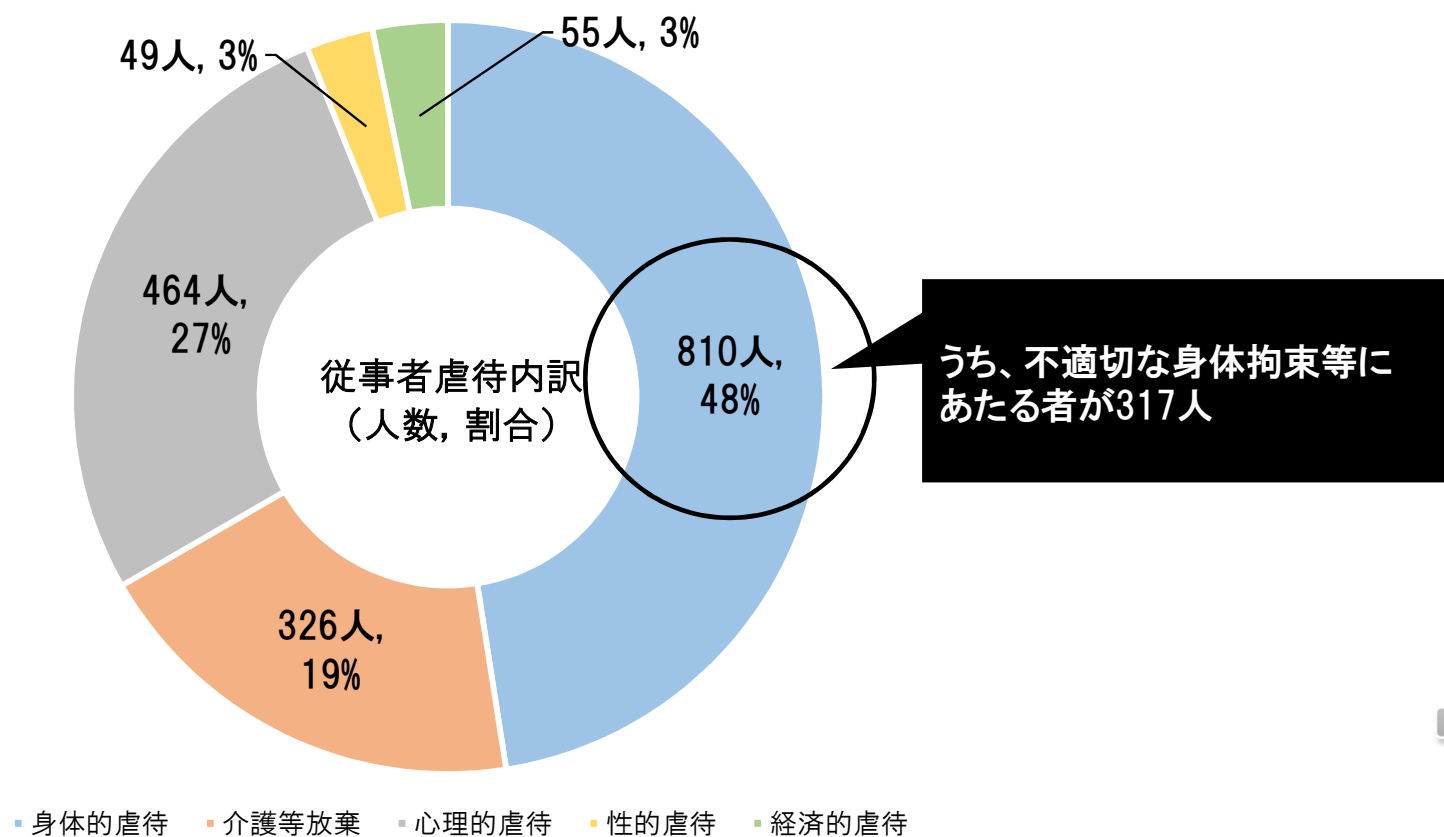
通報件数、虐待認定件数がともに過去最多



3. 従事者虐待の傾向

(2) 発生件数の内訳(虐待種別)

従事者虐待の内訳は身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、介護等放棄と続く。

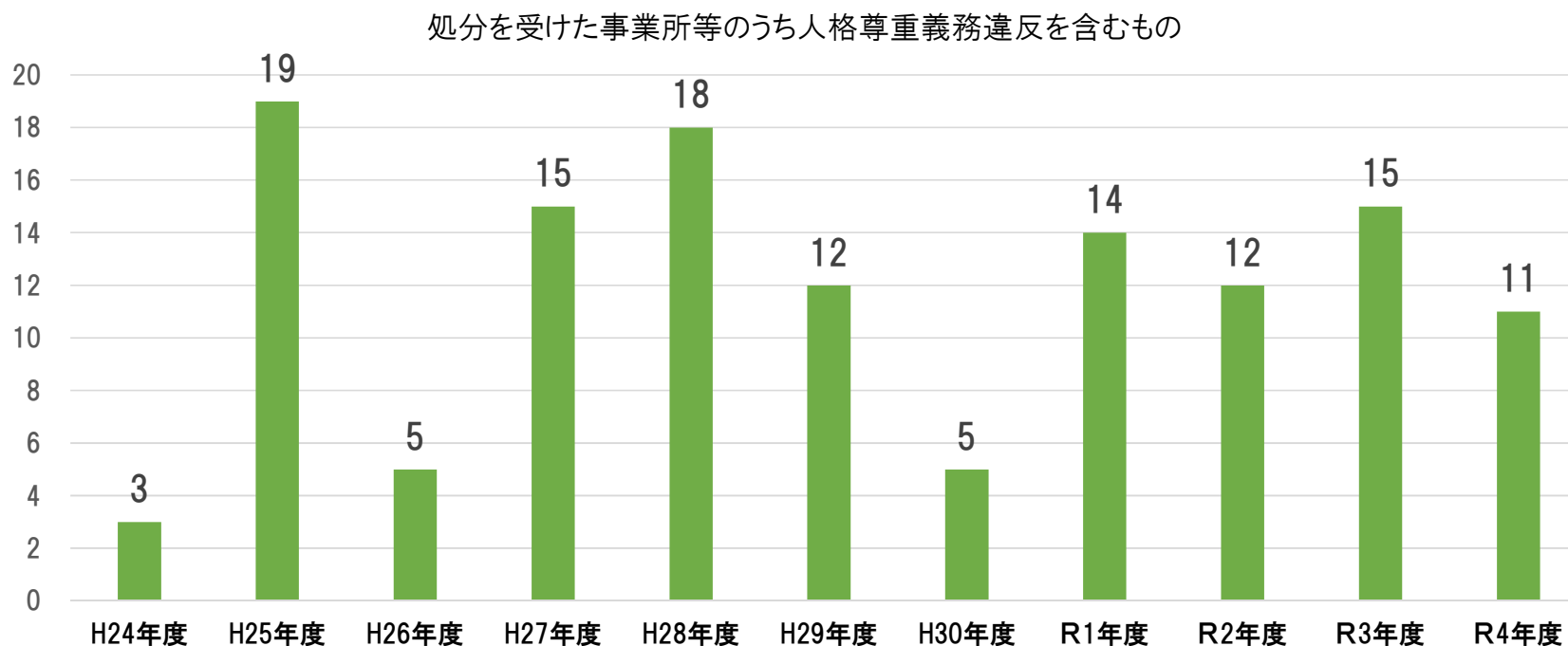


3. 従事者虐待の傾向

(3) 従事者虐待が発生した施設等への処分

従事者虐待が発生した事業所等は、**虐待内容により、人格尊重義務違反で行政処分を受けることがあります。**

人格尊重義務違反で処分される事例は毎年、一定数発生しています。



3. 従事者虐待の傾向

(4) 高齢者虐待実態調査からみる虐待の傾向

令和4年度高齢者虐待実態調査(厚生労働省)から、特徴的な傾向について以下に抜粋しました。

虐待の発生要因等

- ・最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」「組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」でした。



虐待の発生要因(複数回答)	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	56.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	23.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	22.5%
倫理観や理念の欠如	17.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	11.6%
虐待をおこなった職員の性格や資質の問題	9.9%
その他	3.5%

- ・また、虐待があった施設・事務所のうち、**およそ2割強が過去に虐待による指導等を受けていた(過去同様)**

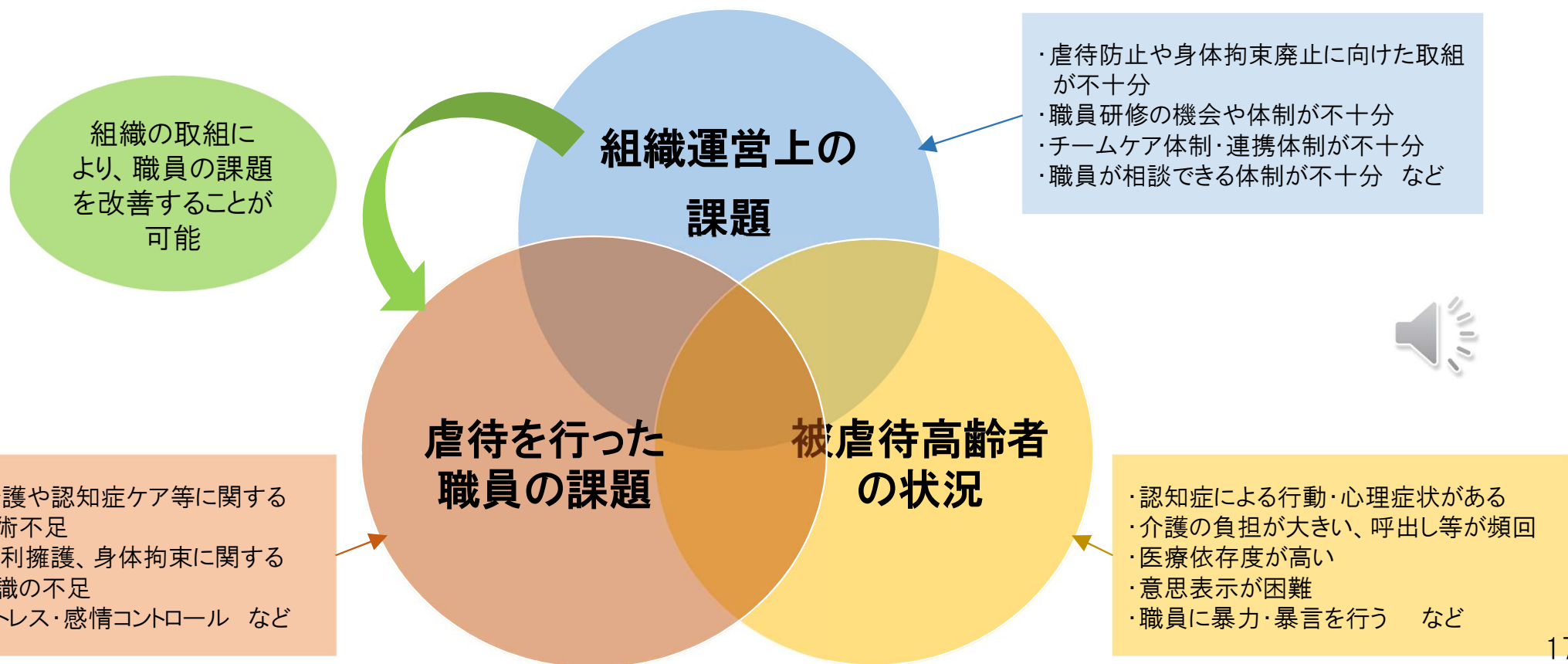


職場環境による影響は少なくない

4. 従事者虐待の傾向

(5) 高齢者虐待実態調査からみる虐待の傾向(全国)

養介護施設従事者等による虐待の発生原因を整理すると、主に次の3つの要因があり、これらが重なると虐待の発生リスクが高まると考えられます。



4. 従事者虐待の傾向

(6) 県の高齢者虐待への改善指導からみる虐待の傾向

県が指導した「養介護施設従事者等による虐待を起こしている施設」における問題点を整理すると、以下の共通点が見られました。

① 虐待防止や身体拘束廃止に係る研修等が形骸化

例) 段階的な研修計画がない
外部講師による研修(外部研修への参加)がない
出席率が低い・多忙を理由に回覧やレポート提出で済ませている 等

② 介護技術や認知症ケアの資質向上のための研修が現場任せ

例) 施設の管理層が介護職員の技術研修等に関与していない
段階的な研修計画がない
外部講師による研修を実施していない 等

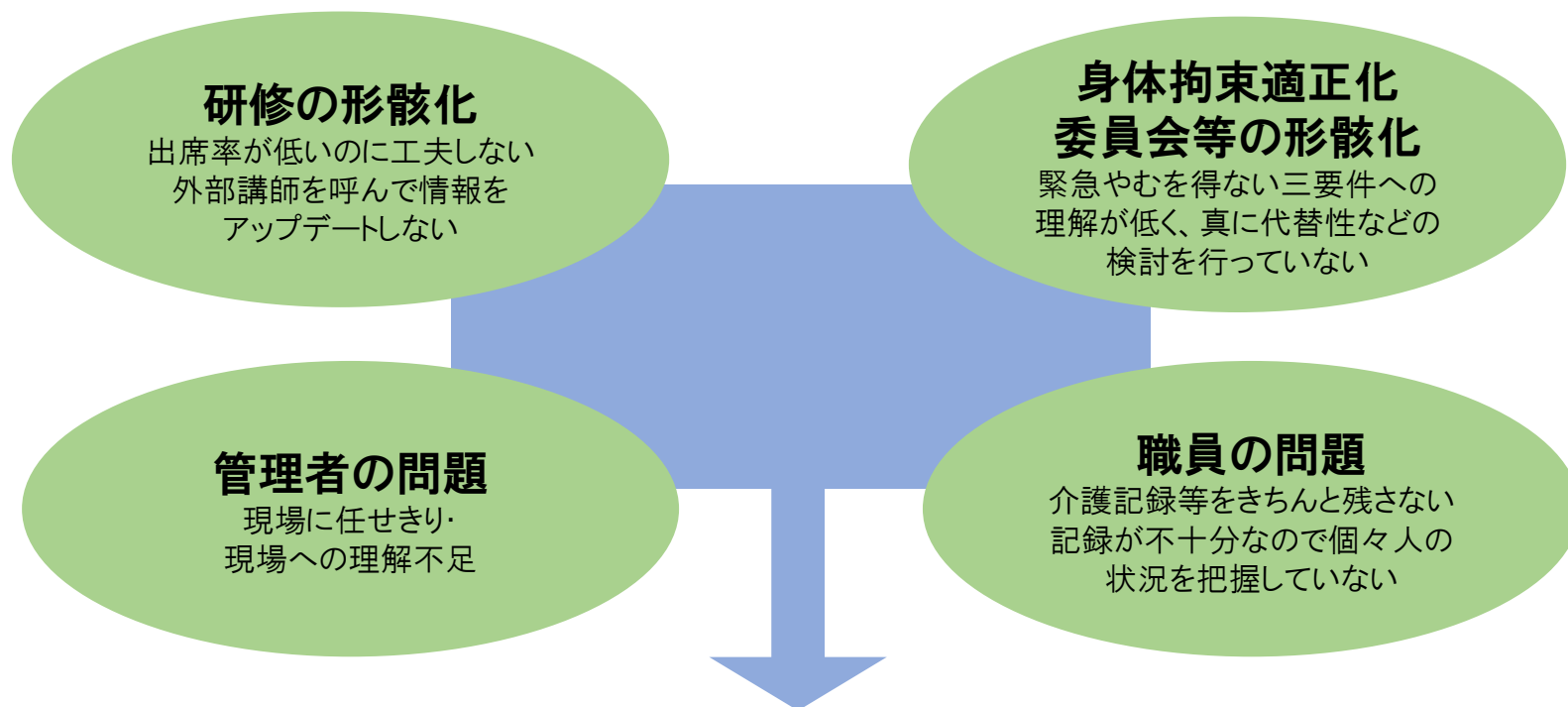
③ 個々の利用者の様態に応じたサービス提供ができていない

例) サービス提供計画の内容が画一的
職員等がサービス提供計画を把握していない
計画の見直しがほとんどなされていない
具体的なサービス提供記録がない 等



4. 施設等虐待について

(7) 見直しのために何をすべきか



**まずは自事業所・施設の管理者・職員が
どれくらい高齢者虐待を理解しているか把握すべき**



5. 見直しのために

(1) 利用できるツール

まずは職員の虐待理解度を確認し、研修などが
形骸化していないか確認



和歌山県のホームページに施設向け虐待チェックリスト掲載

和歌山県 高齢者虐待チェックリスト

検索









高齢者虐待防止に向けたチェックリスト（施設関係者用）

資料一覧

養介護施設従事者等による虐待防止のために、関係者の方は研修等で御活用ください。

-  施設従事者のための自己チェックリスト (PDF形式 87キロバイト)
 -  解説 (PDF形式 204キロバイト)
-  管理者・経営者のための自己チェックリスト (PDF形式 99キロバイト)
 -  解説 (PDF形式 224キロバイト)



補足 このチェックリスト及び解説は、松戸市発行の「平成20年度高齢者虐待防止マニュアル（養介護施設用）」を参考に、和歌山県長寿社会課で作成したものです。



高齢者虐待防止に向けた

施設従事者のための自己チェックリスト

このチェックリストは、施設従事者のためのチェックリストです。その文章が正しいと考える場合はYESに、正しくないと考えた場合には、NOにチェックをしてみてください。

	YES	NO
1. 自分が働く施設では高齢者虐待は起こるはずがない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 良心的な施設従事者は虐待行為を行うことはない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 虐待は違法行為であり、許されないことである	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 虐待は基本的人権の侵害である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 虐待には身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放置・放任がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 施設内虐待は施設が密室化していると生じ易い傾向がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 言葉の暴力は心理的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 暴力は身体的虐待にあたるが、身体拘束は身体的虐待にあたらぬ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 向精神薬などで強く精神作用を抑えることも身体的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 利用者に卑猥な言葉をかけることは性的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 陰部を露出したまま長時間放置することは性的虐待に該当する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 虐待は被害者の生命に関わることがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 施設従事者による利用者の放任も虐待にあたる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「高齢者虐待防止に向けた施設従事者のための自己チェックリスト」解説

- 1. 自分が働く施設では高齢者虐待は起こるはずがない** NO

残念ながら、あらゆる施設で虐待は起こりえます。いかに、理念や方針が崇高であっても、いかに管理者が人格的に高潔であっても、虐待が防げるとは限りません。施設内虐待防止のために、すべての施設に不断の努力をお願いしたいと思います。
- 2. 良心的な施設従事者は虐待行為を行うことはない** NO

良心的な施設従事者でも、技術や経験が未熟なうちは、様々な利用者の「予想外の反応」などに適切に対応できるとは限りません。また、良心的な施設従事者でも、過酷な条件に置かれ、疲労したり、ストレスにさらされていると、怒りや感情を抑えきることができなかつたりします。
- 3. 虐待は違法行為であり、許されないことである** YES
- 4. 虐待は基本的人権の侵害である** YES